

図表1 相続に伴う不安や悩みのイメージ (順不同)

種類	不安・悩みの例
財産を巡る紛争	死後に自身の財産を巡って、相続人間で争いが起きるのではないか…
遺産の分割割合	尽くしてくれた人が、そうでない遺族と同等、もしくは劣後した割合でしか相続できないのではないか…
相続に伴う処分	分割相続等のため、大事にしていた財産が処分・換金されてしまうのではないか…
事業等の行き詰まり	事業用の財産まで分割相続され、後を継がせようと思っていた遺族が継続を断念せざるを得ないのではないか…

図表2 相続関係の情報提供の例 (順不同)

切り口	手法	内容・留意事項等
相続時の被相続人本人の意思の反映	①遺言の作成	一般情報の提供以上は対応できない
	②金融商品の活用	生命保険ほか
相続発生以前の段階での財産分与	③生前贈与の実施	一般情報の提供以上は対応できない
	④金融商品の活用	預金・教育資金贈与信託ほか

④に関連しても、相続税や贈与税の課税財産の判定を巡り、いわゆる名義預金（真の預金者）の取扱いが問題となることも珍しくない。したがって、お客様からの問合せ等に対しては、「真の預金者と口座名義人が一致しない預金は取り扱えない」という原理原則に従って対応されたい。

対応のポイント

- お客様の悩みに耳を傾けながら、遺言や贈与、保険商品の活用をアドバイス
- 教育資金贈与信託など近年注目される信託商品も、取扱内容を踏まえ情報提供を

「②については、相続税の非課税ことも一案となろう。」

「③の生前贈与についても、様々な手法が書籍やインターネットで紹介されているものの、税務相談への応諾は税理士法に抵触するため、あくまでも一般論の範疇での情報提供にとどめられたい。」

「④に關連しても、相続税や贈与税の課税財産の判定を巡り、いわゆる名義預金（真の預金者）の取扱いが問題となることも珍しくない。したがって、お客様からの問合せ等に対しては、「真の預金者と口座名義人が一致しない預金は取り扱えない」という原理原則に従って対応されたい。」

「④に關連しても、相続税や贈与税の課税財産の判定を巡り、いわゆる名義預金（真の預金者）の取扱いが問題となることも珍しくない。したがって、お客様からの問合せ等に対しては、「真の預金者と口座名義人が一致しない預金は取り扱えない」という原理原則に従って対応されたい。」

「④に關連しても、相続税や贈与税の課税財産の判定を巡り、いわゆる名義預金（真の預金者）の取扱いが問題となることも珍しくない。したがって、お客様からの問合せ等に対しては、「真の預金者と口座名義人が一致しない預金は取り扱えない」という原理原則に従って対応されたい。」

ニーズ別  
こんな提案でお客様の資産管理をサポートしよう

三好 悠  
金融業務アドバイザー  
& コンサルタント

ケース  
相続(争族)対策に悩むお客様

個人 人差こそあれ、人には必ず寿命があるため、逝去に伴って発生する相続について、不安や悩みを持つお客様も自ずと多数に及ぶ。代表的な懸念事項は、図表1のものに収斂されよう。

「今や「三組に一組が離婚する」ともいわれるわが国ゆえ、富裕層の間でも、離婚・再婚や婚姻届を提出しない事実婚などが珍しくない。特に、前配偶者の子がある内縁関係の人物がいるケースでは、

情報収集が難しいお客様に相談対応の姿勢を示す

「もちろん、たとえ離婚等の事実がなくとも、年月を経る中で、配偶者や実子との関係は変化し続ける。したがって、高齢者が「均等分割ではなく自身に尽くしてくれたい人にできるだけ多くの財産を遺

「は本人の死亡に伴って口座も凍結されるが、生命保険の死亡保険金は、保険金の受取人（＝相続人）の口座に直接入金される。死亡保険金の支払割合をあらかじめ定められる商品を活用することなどが、争族防止の一助にもなる。」

「さらに、前述の手法による信託商品やサービスを取り扱ったり代理店として販売したりする金融機関もあるので、自行車の商品・サービス内容を確認し提案内容を検討したい。」

「してやりたい」と考えるようになることもある。さらに、不動産など不可分の財産を巡っては、分割のための換金が、遺族の居住だけでなく、事業の継続などに影響を与えるケースも少なくない。」

「裏を返せば、お客様の琴線に触れるアプローチによって信頼を勝ち得ることができれば、将来の相続人との接点構築・強化を含めて、取引を深耕する余地が自ずともたらされよう。」

法律アドバイザーに至る場合 専門家への相談を促す

「一般的な金融機関で対応が可能な支援メニューの内訳としては、いずれも情報提供が基本となる。中核部分を図表2に示す。」

- ①の遺言は、⑦自筆証書遺言、⑧公正証書遺言、⑨秘密証書遺言に分類される。

「本稿ではこれらの概要についての解説は割愛するが、大きな注意点が。法律相談に踏み込むと弁護士法に抵触するため、こうした情報提供の内容は、一般的な分野・水準とする必要がある。必要に応じ、顧客に対しても「具体的な内容は弁護士などにご相談いた